

仮処分命令申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所●部御中

債権者代理人弁護士 ●

当事者の表示 別紙当事者目録に記載
被保全権利 発信者情報開示請求権

申立の趣旨

債務者は、別紙発信者情報目録記載の各情報を消去してはならない。
との裁判を求める。

申立の理由

第1 被保全権利

1 本件投稿

インターネットのサイト「●」（以下「本件サイト」という）では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事（以下「本件投稿」という）が公開された（甲●：画面）。

2 発信者情報開示請求権

(1) IP アドレス等の開示

本件提訴に先立ち債権者は、本件サイト管理者から、IP アドレス等の開示を受けた（甲●：仮処分決定、甲●：開示ファイル）。

(2) 侵害関連通信・関連電気通信役務提供者

別紙投稿記事目録記載の IP アドレスは、債務者が管理するものである（甲

●：WHOIS)。

そして同 IP アドレスおよび接続日時は、侵害関連通信（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という）5条3項、施行規則5条2号）にかかる特定発信者情報（施行規則2条9号、13号）であり、債務者は関連電気通信役務提供者であって（法5条2項）、開示関係役務提供者（法2条7号）である。

(3) 権利侵害の明白性

本件投稿により、別紙権利侵害の説明記載のとおり、債権者の「権利が侵害されたことが明らか」である（法5条2項1号、甲●）。

(4) 正当な理由

債権者は発信者に対し、損害賠償請求等を予定しており、発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由」がある（法5条2項2号）。

(5) 発信者情報の保有

債務者は、契約者情報として、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

3 小括

したがって、債権者は債務者に対し、被保全権利として、別紙発信者情報目録記載の発信者情報について、法5条2項の発信者情報開示請求権を有する。

第2 保全の必要性

1 発信者情報消去禁止の必要性

接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは3～6か月程度のため（甲●）、債権者が債務者に対し発信者情報開示請求の本案訴訟を提起しても、請求認容時には、債務者の通信記録は削除されている可能性が高い。

2 小括

そこで、投稿者に対する権利行使ができなくなる事態を防ぐため、発信者情

報の消去禁止を求めておく必要がある。

以上

疎明方法

証拠説明書に記載

添付資料

- 1 甲号証写し 各 1 通
- 2 証拠説明書 1 通
- 3 委任状 1 通
- 4 資格証明書 ● 通

(別紙) 当事者目録

〒●

債権者 ●

〒●

●法律事務所 (送達場所)

電話 ● F A X ●

債権者代理人弁護士 ●

〒●

債務者 ●

上記代表者代表取締役 ●

(別紙) 発信者情報目録

別紙投稿記事目録記載の I P アドレスを同日録記載の接続日時に使用し、同日録記載の接続先 I P アドレスのいずれかに接続した契約者に関する以下の情報

- 1 氏名または名称
- 2 住所
- 3 電話番号
- 4 メールアドレス

(別紙) 投稿記事目録

閲覧用 URL	
投稿者名	
投稿内容	
IP アドレス	
投稿日時	● (UTC)
接続先 IP アドレス	

(別紙) 権利侵害の説明

- 1 同定可能性
- 2 人格権侵害
- 3 違法性阻却事由の不存在
- 4 結論

したがって、本件投稿には権利侵害の明白性がある。

以上